

総合事業サービスコード表 (令和8年6月1日以降)

榛東村健康保険課

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色と赤字→変更
- ・灰色→廃止

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型サービス11	1週当たりの 回数を定める 場合	1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型サービス11日割		日割の場合 1,176÷30.4日		39	1日につき		
A2	1211	訪問型サービス12		1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型サービス12日割		日割の場合 2,349÷30.4日		77	1日につき		
A2	1321	訪問型サービス13		1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型サービス13日割		日割の場合 3,727÷30.4日		123	1日につき		
A2	2411	訪問型サービス21	1月当たりの 回数を定める 場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合		287	1回につき		
A2	2511	訪問型サービス22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A2	2621	訪問型サービス23			所要時間45分以上の場合	220			
A2	1411	訪問型短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合		163			
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 12÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12	1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合 23÷30.4日		1単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13	1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 37÷30.4日		1単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算23			所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 12÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合 23÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13				1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割					日割の場合 37÷30.4日	1単位減算	-1
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算				
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき		
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(Ⅰ)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(Ⅱ)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50	1回につき		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員等処遇改善加算		(Ⅰ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2			(Ⅱ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1			(Ⅲ)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2			(Ⅳ)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(Ⅴ)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(Ⅵ)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算			

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型サービス11	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型サービス11日割		日割の場合 ÷30.4日		59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2		3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス12日割		日割の場合 ÷30.4日		119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型サービス21	1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	447	1月につき	
A6	C211	通所型サービス高齢者虐待防止 未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実 施減算	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798×1/100	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型サービス高齢者虐待防止 未実施減算11日割				18÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型サービス高齢者虐待防止 未実施減算12			事業対象者・要支援2	3,621×1/100	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型サービス高齢者虐待防止 未実施減算12日割				36÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型サービス高齢者虐待防止 未実施減算21		1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型サービス高齢者虐待防止 未実施減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型サービス業務継続計画未 策定減算11		1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798×1/100	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型サービス業務継続計画未 策定減算11日割				18÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型サービス業務継続計画未 策定減算12			事業対象者・要支援2	3,621×1/100	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型サービス業務継続計画未 策定減算12日割				36÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型サービス業務継続計画未 策定減算21	業務継続計画未策定減算	1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型サービス業務継続計画未 策定減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提 供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算				1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加 算日割		所定単位数の 5% 加算				1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加 算回数		所定単位数の 5% 加算				1回につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居 住する者又は同一建物か ら利用する者に通所型 サービス(独自)を行う場合	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1回につき	
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		1月あたりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	月割につき	
A6	5010	通所型生活上向グループ活動加 算	生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受 入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント 加算	栄養アセスメント加算(口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)、栄養改善加算との併用算定は不可)			50単位加算	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加 算Ⅰ	口腔機能向 上加算	(Ⅰ)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加 算Ⅱ		(Ⅱ)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型サービス一体的サービスの 提供加算	一体的サービスの提供加算(栄養改善加算、口腔機能向上加算との併用算定不可)			480単位加算	480		
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1	サービス提供体制強化加 算	(Ⅰ)サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1		(Ⅱ)サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1		(Ⅲ)サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連 携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)と(Ⅱ)併算定は不可	(Ⅰ)生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回を限度		100単位加算	100		
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連 携加算Ⅱ		(Ⅱ)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型サービス口腔・栄養スク リーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング 加算(6月に1回を限度)	(Ⅰ)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 6月に1回を限度(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔 機能向上加算との併算定不可)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型サービス口腔・栄養スク リーニング加算Ⅱ		(Ⅱ)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 6月に1回を限度(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔 機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合のみ算定可能)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進 体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の 場合	(Ⅰ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000 加算			
A6	6183	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ21			(Ⅱ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000 加算			
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11			(Ⅲ)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000 加算			
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ21			(Ⅳ)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1			(Ⅴ)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000 加算			
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1			(Ⅵ)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000 加算			
A6	6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の 場合	(Ⅰ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000 加算			
A6	6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ22			(Ⅱ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000 加算			
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12			(Ⅲ)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000 加算			
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22			(Ⅳ)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000 加算			
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2			(Ⅴ)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000 加算			
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2			(Ⅵ)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21回数・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和8年6月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護者1・2・3・4・5442単位	442	1月につき
AF	2112	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施により減算する場合	事業対象者、要支援1・2、要介護者1・2・3・4・54単位減算	-4	
AF	2113	業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定により減算する場合	事業対象者、要支援1・2、要介護者1・2・3・4・54単位減算	-4	
AF	4001	介護予防ケアマネジメント・初回加算	初回加算を算定する場合	300単位	300	
AF	4002	介護予防ケアマネジメント・委託連携加算	委託連携加算を算定する場合	300単位	300	
AF	7001	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1	介護職員等処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。4つの中からいずれかを選択。	9単位加算	9	
AF	7002	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算2		15単位加算	15	
AF	7003	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算3		16単位加算	16	
AF	7004	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算4		22単位加算	22	